

平成24年5月14日

渋谷区長 桑原 敏武殿

「公契約条例」制定に向けての要望

民主党渋谷区議団

幹事長 浜田 浩樹

当議員団では、区民がよりよい公共サービスを提供し、これに関して働く人の雇用・労働条件を守るため「公契約条例」の制定を要望してまいりました。この度、渋谷区において「公契約条例」制定を検討されているとのことですが、実効性のある「公契約条例」制定に向けて下記の点につき、要望いたします。

記

1、条例の制定目的について

区の事務又は事業の質を向上させ、地域経済の健全な発展を図るとともに、区の事務又は事業に従事する者の雇用と適正な労働条件を確保し、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とすること。

2、公契約の適用範囲について

実効性が確保されるように十分な適用範囲とするため以下のものを公契約等とし含めること。

ア 予定価格が5千万円以上の工事の請負契約

イ 予定価格が1千万円以上の工事以外の業務に関する業務委託契約、請負契約又はこれに準ずる契約で区長が指定するもの

ウ 物品役務購入契約で区長が指定するもの

エ 指定管理協定

3、労働者の適用範囲について

労働者とあわせて「自ら労務を提供しその対価を得るため、公契約等受注者又は公契約等下請負者との間で請負契約を締結し、特定公契約等に係る工事の業務に従事する者」（一人親方など）を労働者等とし適用範囲とすること。

4、公契約等において労働者等に対し支払うべき労務報酬下限額について

事業者、労働者及び学識経験を有する者からなる公契約審議会を設置し、労務報酬下限額を定めようとするときは公契約審議会の意見を聴くものとし以下の事情を勘案すること。

ア 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する労働者等のうち、区長が公契約審議会の意見を聴いた上で定める割合の人数の者 農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため、毎年度決定する公共工事設計労務単価（基準額）

イ ア以外の労働者等 業務の種類及び内容に応じて、当該業務の標準的な賃金と認められる額、区の職員の賃金、区内の同種の労働者の賃金、生活保護法第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額

5、公契約等に定めるべき事項として

受注関係者（下請負者及び労働者派遣元事業者）が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して支払う義務を負うこと（元請事業者連帯責任）について含むこと。

以上